

救急車（トヨタ ハイメディック）売却仕様書

1 売却車両仕様

別紙「車両詳細仕様書」のとおり

2 引渡場所

三木市消防本部（三木市福井１９３３番１５）

3 引渡期限 令和７年９月５日（金）

車両、譲渡証、リサイクル券（預託証明書）及び車の鍵は、契約金額納入後に引渡します。具体的な引渡日時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前９時から午前１２時又は午後１時から午後４時までの間で、買受者と三木市で調整の上決定します。

4 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金１３,９００円については預託済みです。リサイクル料金については、本契約金に含むものとします。

5 契約金額等の支払

三木市が作成した納入書により契約金額を契約日から１０日以内（土・日曜日及び祝日を除く）にお支払ください。なお、納入通知書領収書の写しを三木市担当者へ提出してください。

6 自動車取得税等

この契約に伴い発生する諸税（取得税等）については、買受者の責任・負担において適切に処理してください。

7 自動車検査証の登録抹消又は登録識別情報等通知書の所有者の変更

買受者は、車両引渡し前に、自動車検査証の「三木市」の登録を抹消又は登録識別情報等通知書の「三木市」を変更して、登録識別情報等通知書の写しを本市担当者に提出してください。

抹消の登録等に係る諸経費は、買受者が負担するものとします。

8 引渡事項

- (１) 車両は現状有姿での引渡しとなります。車両の状態については現車下見会でご確認ください。現車下見会に参加しなくても入札はできますが、その場合は車両の状態について承諾したものとみなします。車両の状態について疑義がある場合は、必ず現車下見会の際に確認してください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
(下見会開催日：令和７年７月１７日（木）及び７月１８日（金）の午後１時から午後３時まで。)

- (2) 三木市は売却車両について契約不適合責任を負いません。また、引渡し後に隠れた契約不適合を発見しても三木市は一切の責任を負いません。
- (3) 一度引渡しした車両はいかなる理由があっても返品及び交換はできません。
- (4) 車両には経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ及び錆等があります。
- (5) 引渡し後の車両の運搬は買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等必要とされる費用は、買受者の負担とします。
- (6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責任において行い、路上等に放置しないでください。また、三木市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出してください。
- (7) 買受者は、車両のサイレン装置、赤色灯、消防章及び表示灯を車両引渡し後10日以内に取り外してください。また、取り外したサイレン装置は適切に廃棄してください。
- (8) サイレン装置等の取り外し及び車両の文字の削除を行った場合証明として、車両の前方、左右、後方及び車内サイレンアンプ取り外し部分の写真を、引渡し後10日以内に三木市担当者に提出してください。
- (9) 車両引渡し後に受領書を提出してください。

9 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

10 問合せ先

三木市消防署 救急救助課 救助装備係
電話 0794 (89) 0173